車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するこれまでの取組と 今年度の検討の進め方について

伊藤久雄 (NPO法人まちぽっと理事)

国土交通省は9月14日、車いす使用者用駐車施設の適正利用の推進を図るためのガイドラインを策定すると発表した。車いす使用者などが同乗した福祉車両の優先駐車区画で、本来は必要としていないドライバーが利用する不適正駐車が課題となっている。このため検討会を設置し、適正利用に関するガイドライン案などを検討する。

国土交通省が9月14日に設置した「車いす使用者用駐車施設などの適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」は、学識経験者や障害者団体、事業者団体、地方自治体などの関係者で構成し、昨年度に開催した「車いす使用者用施設などのあり方に関する検討会」がとりまとめた中間整理を踏まえて、ガイドラインの策定を進める。今年の12月から来年1月までにガイドラインを取りまとめるスケジュールとなっている。

1. 車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性(中間整理) 概要

<検討会の開催>

車椅子使用者用駐車施設等については、これまでもバリアフリー法や地方公共団体における独自の取組(パーキング・パーミット制度)等により、駐車区画の整備や適正利用の推進がなされてきた。

本検討会では、学識経験者、障害者団体、事業者団体、地方公共団体等を構成員とした「車 椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」を設置し、車椅子使用者用駐車施設等に 関し、ハード・ソフトの観点から現状の取組の検証し、今後の対策のあり方について検討を 行った。

<検討経緯>

R3年8月 第1回検討会開催

- ・現行制度等の共有
- ・調査検討の方針 等

R3年9~11月

- ・ 障害当事者向けニーズ調査
- ・ 適正利用 (ソフト) に関する実態調査
- ・ ハードに関する実態調査 等

R3年11月 第2回検討会開催

• 実熊調査結果報告

・検討の方向性等

R3年12月

・ 検討の方向性についての整理

R 4年1月 第3回検討会開催

・検討の方向性(中間整理) 等

R4年3月 検討の方向性(中間整理)の公表

<第3回検討会>

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用等に関し、今後の取組方針等を検討するため「車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」(第3回)で議論を行い、「車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性(中間整理)」をとりまとめた。(中間整理についての本文、概要は参考資料参照)

<車椅子使用者用駐車施設の適正利用の推進方策>

- ① 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者
 - ・車椅子使用者用駐車施設への利用集中が課題。
 - ・そのため、多様な障害当事者等の利用ニーズも確認しつつ、車椅子使用者用駐車施設の 利用対象者の明確化、優先駐車区画の確保等による利用分散を推進すること等が必要。
- ② パーキング・パーミット制度のあり方
 - ・ 適正利用に一定の効果がある一方、不適正利用や駐車区画の不足、利用集中等のさまざまな課題がある。
 - ・今後は、地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、制度運用のあり方についての統 一的考え方が求められる。
- ③ 駐車区画の確保等
 - ・特に都市部を中心として駐車区画の不足が課題
 - ・したがって、ダブルスペース方式等の普及や多様な区画の確保に加え、施設設置管理者 等が実施する効率的な駐車区画の利用の取組み等について周知を図ることが必要。
- ④ 不適正駐車対策等制度の実効性確保
 - ・ハード・ソフトの不適正利用対策について、実効性や効果を踏まえつつ全国展開を図る ことが必要。
 - ・一方、罰則等の導入を検討するにあたっては課題が多く、不適正利用対策の効果も踏ま えつつ、継続して議論を行う。
- 2. 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会について

<検討趣旨>

- 共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設等に、本来であれば必要がない人が駐車すること等により、真に必要な人が利用できない状況も見られ、その適性利用のあり方等について課題が指摘されている。
- そこで、ハード・ソフト両面から今後の施策のあり方について、令和3年度に検討会を 設置しハード・ソフトの両面から検討を実施し、中間整理を取りまとめた。
- ハード整備方策については、各施設整備における基準やガイドライン等により整備を促進しつつ、車椅子使用者駐車施設への適正利用等の課題のソフト面については、様々な利用者ニーズを踏まえ、適正利用等に関する推進方策の検討が必要。
- このため、令和3年度の中間整理を踏まえ、車椅子使用者駐車施設の利用対象者の明確 化、制度運用の統一的考え方の提示、多様な区画確保や不適正駐車対策の取組周知等、ソ フト面での対応として、適正利用に関するガイドラインを作成する。

<パーキング・パーミット制度とは>

- ・ 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子使用者用駐車施設や通常幅の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度。
- ・ 平成 18 年度以降、令和 3 年 7 月 1 日現在で 40 府県 4 市において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められている。(令和 4 年 9 月現在は後述)
- ・ 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されている(一律ではない)。
- ・ 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は 必要としない人もいるの(右図)で、車 椅子使用者等のための幅の広い区画に加 えて、施設の出入口に近い3.5m 未満の 通常の幅の駐車区画もパーキング・パー ミット制度の対象となる取組 が行われて いる。

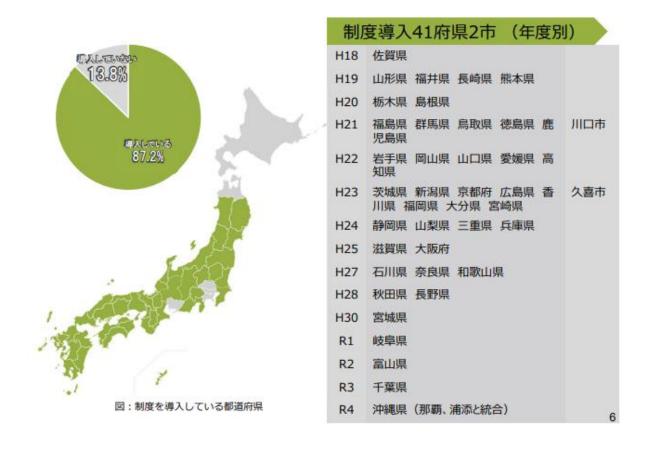




〈 パーキング・パーミット制度の駐車区画イメージ 〉

図の出典:令和3年度 適正利用キャンペーンチラシ (国土交通省)

<パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体(令和4年9月現在)>



3. スケジュール

令和3年度の中間整理等を踏まえ、取組事例を収集・整理等をしつつ、検討会(2回)を 経て、ガイドラインをとりまとめる。

9月	10~11 月	12月~1月頃
第1回検討会	取組事例の収集・整理等	第2回検討会
ガイドライン(素案)に	第1回検討会でのご意見等を踏まえた	ガイドラインのとり
ついての意見交換等	ガイドライン(素案)の修正等	まとめ

※ガイドライン (素案) は第1回検討会に提起されたが非公開になっている。

4. 東京都の課題

東京都は前項のように、パーキング・パーミット制度は導入していない。しかし、2013年には「障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン」(福祉保健局)を策定し、次のような取組みを進めてきた。

- ① ポスター・リーフレットによる普及啓発
- ② 公共施設における適正利用に向けた取り組み
- ③ 障害者等用駐車区画を利用する際にシンボルマーク等を掲示する方法を周知

ただし、パーキング・パーミット制度の導入の検討は行っていない。今後は、国(国土交通省)が「車いす使用者用駐車施設の適正利用の推進を図るためのガイドライン」を策定することになるとすれば、これまでの東京都ガイドラインの検証を進めるとともに、パーキング・パーミット制度の導入も含めたさらなる検討が求められるかも知れない。また首都圏では唯一千葉県がパーキング・パーミット制度を導入しているが、車いす使用者用駐車施設の首都圏(都県)での相互利用も課題になると思われる。

東京都の「福祉のまちづくり」は福祉保健局が先導してきた。「障害者等用駐車区画の適 正利用に向けたガイドライン」の策定も福祉保健局であった。これからも福祉保健局が主体 となって取り組むことに変わりはないと思われるが、都市整備局や建設局との連携も課題 になると思われる。

※東京都の取組みについては、筆者が資料等を検索した際、国の資料を誤って都の資料と 思い違いして、福祉保健局の担当者に問い合わせするなどの迷惑をかけてしまった。こ の場を借りてお詫びしたい。

<参考資料>

- ■第1回 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001512830.pdf
- ■車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するこれまでの取組と今年度の検討の進め方 について

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001512830.pdf

- ■車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会(第3回)(中間整理) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001472375.pdf
- ■同 (中間整理) 概要及び今後の進め方
 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001472376.pdf
- ■東京都障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン(2013 年 8 月)
 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/kanren/guideline-park.html